

令和7年度 第2回 市有財産公売要領（抽選） （令和7年12月10日 実施）

1. 公売財産の表示

区画 番号	土 地	地 目	面 積	売却価格
1	網走市台町3丁目101番32 外4筆	宅 地	798.73㎡ (241.61坪)	7,900,000円
2 ※1	網走市台町3丁目102番46 外1筆	宅 地	1,112.89㎡ (336.64坪)	10,409,000円
3	網走市つくしヶ丘3丁目88番368	宅 地	736.02㎡ (222.64坪)	9,733,000円
4 ※2	網走市つくしヶ丘3丁目88番370	宅 地	1,661.00㎡ (502.45坪)	20,582,000円

※1：区画2には、北電柱支線が1本あります。

※2：区画4には、北電柱1本、北電柱支線1本、NTT柱1本があります。

2. 抽選申込資格

（1）申込資格

- ・台町3丁目（区画1、2）は、個人で市内在住を問わない。
- ・つくしヶ丘3丁目（区画3、4）は、個人又は法人で市内在住、市内企業を問わない。

＜下記に該当する方は除く＞

- ア 地方自治法施行令第167条の4第2項の各規定に該当する方
- イ 網走市に対し公租公課を滞納している方
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及びその構成員
- エ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第77号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員もしくは構成員
- オ 地方自治法第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する本市の職員

共有名義で購入する場合は、共有名義人全員が申込資格を備えている必要があります。

(2) 申込条件

- ア 申込は、1世帯（1法人）につき1申込とします。
- イ 住宅用地の利用に限定します。
- ウ 申込者以外の方への所有権移転登記は行いませんので、ご夫婦などで共有登記を希望される方は、あらかじめ連名でお申し込みください。

(3) 申込方法

下記の書類を市役所財政課管財係に持参してください。

個人の場合：区画1～4

- ☐ 公売物件買受申込書
- ☐ 住民票原本（申込者の世帯全員が載っているもの。個人番号の記載は不要。）

法人の場合：区画3～4のみ

- ☐ 公売物件買受申込書
- ☐ 履歴事項全部証明書
- ☐ 住民票原本（代表者の世帯全員が載っているもの。個人番号の記載は不要。）

必要書類	個人	法人
公売物件買受申込書	○	○
履歴事項全部証明書		○
住民票（世帯全員）個人番号不要	○	○

※入札日を基準として3か月以内に発行されたもの

(4) 申込期間

令和7年10月31日（金）から11月28日（金）まで
（ただし、土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで）

(5) その他

申込後の取消・変更は、電話、郵送では受理しませんので、申込者が受付証を持参のうえ来庁していただき、所定の書類を提出していただきます。

3. 抽選日時及び場所

(1) 日時 令和7年12月10日（水） 午前9時00分（午前8時45分集合）

(2) 会場 申込期間終了後、申込者に別途通知します。

(※申込者以外の方が代理で抽選に参加する場合は、別紙「委任状」が必要です。)

4. 抽選の方法

(1) 申込者が1件の場合は、抽選当日にその申込者に売却を決定します。

(2) 申込者が2件以上の場合は、抽選により当選者を決定します。

(3) 申込みの無い区画があった場合、抽選当日の落選者を対象に再申込を受け付けますが、申込者が複数あった場合は、改めて抽選を行います。

5. 売払い条件

(1) 用途指定

都市計画法など関係法令を遵守していただきます。

(用途地域)

台町3丁目 : 第2種住居地域・容積率 200%以下・建ぺい率 60%以下

つくしヶ丘3丁目 : 第1種中高層住居専用地域・容積率 200%以下・建ぺい率 60%以下

(2) 売買契約の締結

令和7年12月23日(火)までに売買契約を締結していただきます。契約に係る収入印紙は買受者の負担となります。

(3) 売買代金の支払い

売買代金は、契約締結時に発行する納付書により30日以内に一括して納付していただきます。

売買代金納付後、領収証原本をご持参いただき、納入を確認させていただきます。

(4) 物件引渡し

売買代金完納時に現状で引き渡します。

公売地の地盤調査・土壌調査は行っておりません。

電話引込み、電柱位置等は個人の取扱いとなります。

(5) 所有権移転

物件の所有権は、売買代金納入と同時に現状で移転します。当該土地に存在する工作物や樹木等はそのままの引渡しとなります。地内の工作物、電柱（支線）、残存物等の撤去処分・移設等の手続き及び費用は、買受人の負担となります。

(6) 所有権移転登記

所有権移転登記は、代金納入後に市が行います。

移転登記に必要な登録免許税（収入印紙）は、買受者の負担となります。

(7) 契約違反措置

売買契約条項に違反があった場合は、市がこの売買契約を解除し、物件を買い戻します。また、違約金として契約額の1割に相当する額を市に納めていただきます。

6. その他

(1) 抽選及び契約に関しては、「網走市契約に関する規則」の定めによります。

(2) 公売物件は現状での引き渡しとなりますので、必ず現地の状況を確認したうえで申込みください。

(3) 申込書や委任状に虚偽の記載をした場合は、申込・決定を無効とします。

(4) 契約書その他の提出書類には、シャチハタ以外の押印とします。

(5) 申込みの無かった場合は、公売以降に随時売却物件（先着順）とします。

問い合わせ先	網走市役所 財政課 管財係 TEL：0152-67-5406（係直通）
--------	--